

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市重要文化的景観整備事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡市の西三川地区及び相川地区に所在する重要文化的景観を保存するため、重要文化的景観の重要な構成要素の修理及び修景の工事等に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	重要文化的景観の選定区域内における物件の所有者及び管理者または重要文化的景観の保存を目的とする非営利団体
補助対象経費	外部工事、構造耐力上必要な工事
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限700万～900万　ただし、文化庁との協議で上限を超える場合がある。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	文化財保護の観点から、小規模事業であっても高い効果が見込まれる場合があるため、補助額の下限は設けておらず、今後も下限を設定しない。
補助率等	補助対象経費の7/10～9/10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	現行の補助率は1/2を超えているが、補助額の内訳は国65%、県17.5%、市17.5%であり、市の実質的な補助率は1/2を大きく下回っていることから、市の経費負担を抑制するため、引き続き国・県等の特定財源が見込める本事業を継続する。
数値目標等	A　数値化
	事業採択件数6件程度
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 重要文化的景観の重要な構成要素となっている歴史的建造物や景観の適切な保存と、文化財保護に対する市民意識の醸成を図ることが事業の目的であるため、費用対効果等の数値化は困難である。なお、事業の二義的效果として、地域の住環境の維持や工事請負業者等に対する経済効果が期待される。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助対象物件の所有者等へのみ情報提供を行い、一般への募集はしない。成果等の情報については、所有者等の同意が得られた場合のみ公表する。
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部　世界遺産課　世界遺産係
	（電話番号） 0259－74－2215